

伊達市排水設備指定工事店用テキスト

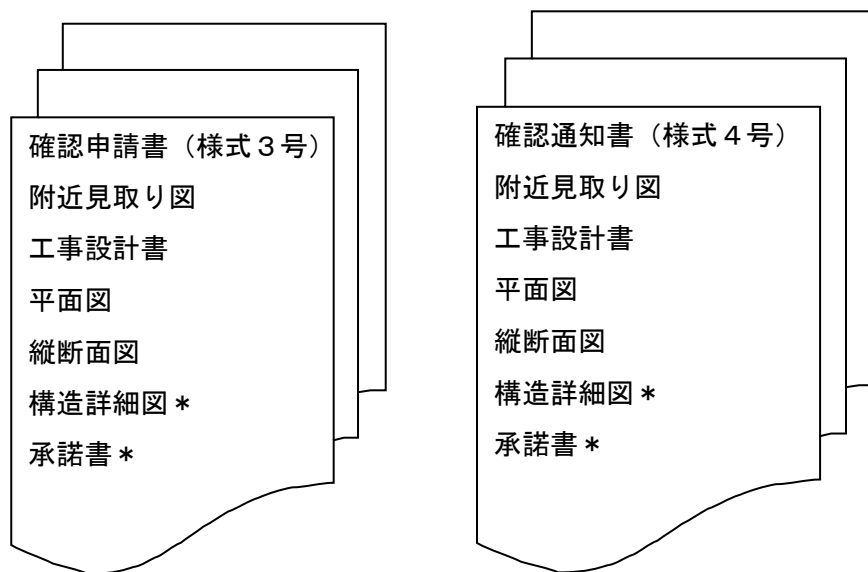
(申請手続き方法、手続きに伴う注意事項等)

- * 下水道法・同施行令・同施行規則、伊達市下水道条例・同施行規則、排水設備事務要覧(社団法人 日本下水道協会)、下水道排水設備指針と解説(社団法人 日本下水道協会)、排水設備責任技術者テキスト(公益財団法人 福島県下水道公社)、本テキストの記載事項を遵守してください。
- * 申請書等提出書類の署名は本人によるものとしてください。
- * 住所、氏名(法人―代表者・個人―屋号)、設置場所等を正確に記載してください。
例 法人の場合 有限会社 ○○建設 代表取締役 ○○○○
例 個人事業主の場合 ○○商店 代表 ○○○○
- * 排水設備に関する各種申請先及び通知書受領先、各現場の具体的相談窓口は[水道お客様センター](#)とします。
- * 排水設備指定工事店の申請・変更・廃止や排水設備責任技術者の登録に関する窓口は、[建設部上下水道課企画経営係](#)とします。
- * 責任技術者の登録(裏書)をしていない指定工事店は最低1名登録すること。申請様式は公益財団法人 福島県下水道公社のHP(<http://www.fspc.or.jp/info/pdf/youshiki4.pdf>)からダウンロードしてください。
- * 電子データによる各種申請様式を含む伊達市下水道条例施行規則は伊達市HP内の例規集(https://en3-jg.dl-law.com/date/dlw_reiki/mokuji_bunya.html)からダウンロードしてください。
- * 排水設備指定工事店は次の事項を遵守してください(伊達市排水設備指定工事店の指定等に関する規則第14条)。

- ・ 工事施工の申込みを受けたときは、正当な理由がない限り、これを拒まないこと。
- ・ 工事の全部又は大部分を一括して第三者に委託し、又は請け負わせないこと。
- ・ 自己の名義を他の業者に貸与しないこと。
- ・ 工事は、排水設備工事の計画に係る市長の確認を受けた後に着手すること。
- ・ 工事は、責任技術者の技術上の管理下においてでなければ施工しないこと。
- ・ 工事の完了後一年以内に生じた故障等については、天災地変又は使用者の責めに帰すべき理由によるものでない限り、無償で補修すること。
- ・ 災害等緊急時に、排水設備の復旧に関して市長から協力の要請があった場合には、これに協力するよう努めること。

申請

○ 提出書類（*は必要に応じて提出）



- ・排水設備確認申請時には、排水設備等設置計画確認申請書と排水設備等設置計画確認通知書の 2 部提出してください（添付書類も同じものを 2 部提出）。
- ・申請書の内容（平面図、縦断面図の距離や管底高の数字）は、よく確認してから提出してください。
- ・平面図・縦断面図の作成は、別紙排水設備平面図（作成例）及び排水設備縦断面図（作成例）に準拠してください。
- ・2 階がある場合は、平面図に 2 階の平面図を添付してください（**水栓**がなくとも、その旨を確認するため）。
- ・自在継手・**ヤリトリ継手等**を使用する場合は、その旨を平面図に明記してください。
- ・器具トラップがあり、トラップ桝を使用する場合は、通気口をつけ、掃除口のマークを平面図に明記してください。
- ・縮尺や方位を必ず記入してください（審査時に、平面図上で縮尺と距離等が合致しない場合は再提出になります）。
- ・铸铁製防護蓋を使用する場合は、その旨を平面図に明記してください。
- ・公共桝の蓋の種類も明記してください。
- ・既設管、桝を利用する場合は、新設を赤、既設を黒として記入してください。
- ・合併浄化槽の既設排水管を利用する場合で、基準に満たない場合（勾配・距離等）は、申請者の確認書を添付してください。
- ・敷地内で井戸水（簡易水道を含む）を使用している場合は、下水道への流入の有無を確認のうえ、流入する場合は使用水源に記載し、流入しない場合は備考に記載してください。
- ・確認通知書発行までは標準的に**土日祝日及び年末年始を除く執務日 5 日間**程度を要するので、施工計画に余裕をもって申請してください。
- ・事前着工（無確認通知工事）は伊達市排水設備指定工事店審査委員会において処分の対象となるので、絶対に行わないでください。
- ・排水設備確認申請手数料（500 円）は、納付書により期限内（2 週間）に忘れずに支払ってください

い。

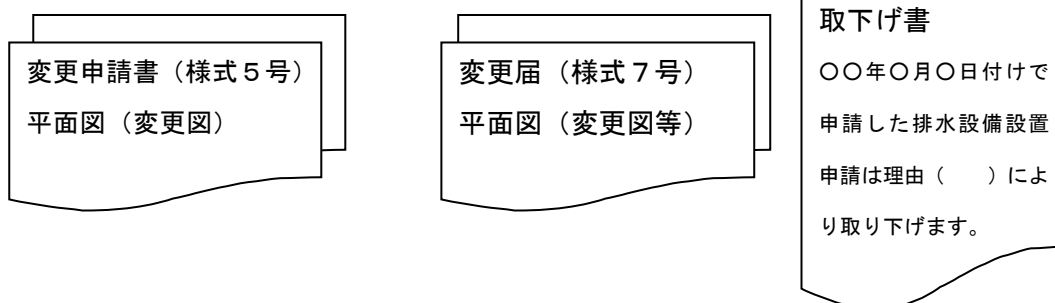
- ・水洗化資金利子補給申請書は、計画確認申請書と同時に提出してください。

設計・施工関係

- ・地形又は公共枴の仕様により、基準を満たすことが施工上不可能（基準の勾配が確保できない、露出配管）な場合は、事前に打合せを行ってください。さらに、理由を平面図等添付書類に文章で記載し審査を受けてください。
- ・施工上不可能な場合とは、物理的に不可能な場合に限ります。個別に理由を添えた上で申請書添付の図面等書類の中で承認することとしてください。
- ・埋設余地なし、掘削不可能、建物構築物倒壊のおそれ等の理由で、やむを得ず露出管により施工する場合は、既存管も含め金具固定（2メートル以下に1箇所）によるVP管とし紫外線よけの施工（テープ巻き又は塗装）をしてください。また、露出トラップ枴は凍結防止のため保温または加温してください。
- ・既設管、枴その他排水設備を使用する場合は、継続使用可能なことを確認（閉塞、滞留、沈下していない）のうえ使用することとし、審査対象外とします（露出部分を除く）。
- ・大便所からの合流は鋭角（45度又は平行）段差付合流枴としてください。**ただし**、小便所は、この規定の適用から除きます。
- ・飲食店の場合はグリス阻集器を必ず設置するようにしてください（食数が家庭並であっても、小料理屋・スナック・介護施設等の営業目的で調理をする場合は設置が必須となります）。
- ・自在継手やヤリトリ継手を使う場合は、枴のすぐ上流に施工してください。
- ・ドロップ枴は大曲りを使用することとし、公共枴の直前に設置する場合は1メートル以内に設置してください。それ以外の場合は、ドロップ枴の直後1メートル以内に枴を設置してください。
- ・落差調整枴の使用も可能です。この場合は、上記のドロップ枴の規定は適用しません。
- ・公共枴の接続時に自在継手を使用する場合は、角度が合わないときのみ使用してください（可能な限り使用しないでください）。
- ・公共枴の接続は、差込み不足がないように気を付けて接続してください（脱着防止の白いツメのある公共枴で、ツメが見えていて再施工をしていただいたケースが多数あります）。
- ・枴の深さが1,200ミリメートルを超える場合は、枴の直径を200ミリメートル以上としてください。ただし、ドロップ枴の場合は、**大曲エルボ**が100ミリメートルになるため、この規定から除きます。
- ・公共枴の深さを2,000ミリメートル以上に規格変更をする場合は、直径が300ミリメートル以上のものに入れ替えてください。
- ・公共枴の規格（直径、本体材質、深さ、蓋材質）を変更する場合は、施工前に「公共污水枴規格変更届」を提出してください。
- ・屋外や下屋であっても、雨水の流入しない箇所に設置してある手洗いや洗濯機からの排水は、下水道に接続してください。また、接続しない屋外（ベランダも含む）の洗濯機等は撤去してください。
- ・単体ディスポーザーは設置してはならないので、設計時に確認してください。

- ・排水ヘッダー方式により設置してもよい（仕様書不要）が、破損により漏水した事例があるため、施工に十分注意し、不具合には対処してください。
- ・車両進入箇所の汚水枡の蓋は、鋳鉄製防護蓋を使用することとし、コンクリート舗装以外（砂利、土、アスファルト等）は、汚水枡の沈下を防止するため、ハット式にしてください。ただし、汚水枡をコンクリートで保護（500ミリメートル×500ミリメートル）する場合はハット式でなくてもかまいません。
- ・汚水枡の蓋には「汚水」「汚」「おすい」と表示し、雨水枡と混同しないようにしてください（既設部分も含む）。また、紛らわしい表示がある蓋（例：他自治体の市章や下水道以外のマーク入り）は使用しないでください。
- ・管の接合に関しては、挿入機又はテコ棒により完全に接合してください。
- ・誤って他人の土地（隣地）に設置しないように、詳細に確認したうえ余裕を持った場所に設置してください。隣地の地主からの抗議で再設置となった事例があります（再施工費用は指定工事店が負担）。
- ・下水道に接続したため廃止した浄化槽は産業廃棄物となりますので、別な用途（雨水の貯水槽等）に転用する場合や撤去することにより建物に影響を及ぼす場合を除いて、全撤去するようにお願いします。

変更申請、届



- ・次の例以外で基準の範囲内は変更申請、届不要。

変更申請が必要な場合（伊達市の許可が必要）

- ・申請者死亡等による申請者の変更や、**指定**工事店の変更（新指定**工事**店が申請）
- ・建物の反対側などへの大規模な管経路変更
- ・管径や種類（卵形管や露出管等）の変更
- ・除害施設の追加や削減する変更

変更届が必要な場合（伊達市の許可が不要）

- ・1ヶ月以上の工事期限延長の場合（工期は遵守すること）。
- ・**枡の数や種類が複数変更となった場合。**

取り下げ

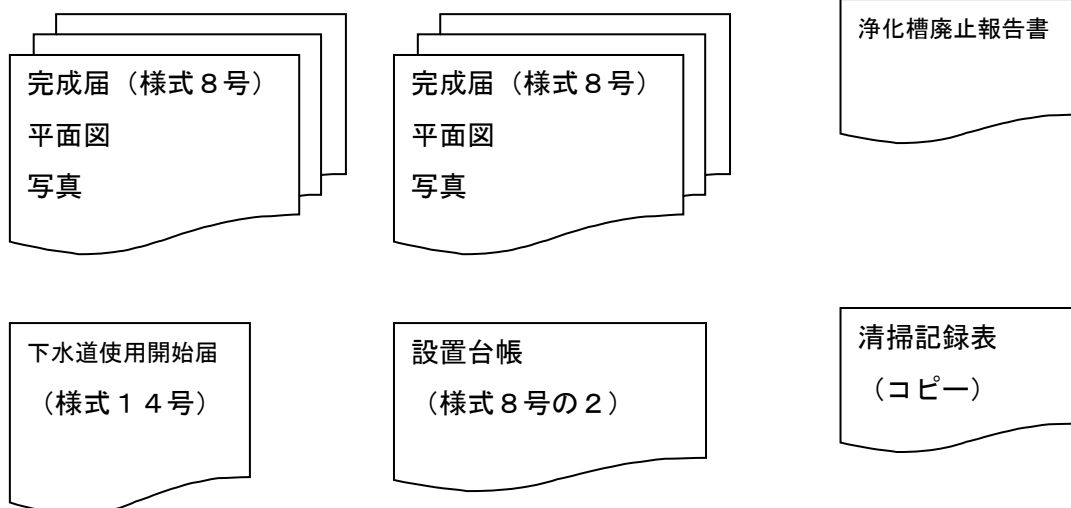
- ・未着工で着工意思のない場合は、理由を記載した取下げ書（任意様式で申請者と指定工事店の連名）を提出してください。

公共樹の移設や規格変更

- ・公共樹の位置を変更する場合は、公共ます移設申請書の提出が必要です（伊達市の許可が必要）。
- ・公共樹の規格（高さや蓋の種類等）を変更する場合は、施工前に公共樹公共汚水樹規格変更届の提出が必要です（伊達市の許可不要）。

完成

○ 提出書類



- ・完成届は完成後 5 日以内に、2 部作成して提出してください。
- ・使用開始届（水道計量器番号指針記載）は使用開始後速やかに提出してください。
- ・下水道使用料は開始届の指針から算定します。
- ・井戸水や簡易水道の利用者は人数による使用料計算となるので、使用水源に注意してください。また、下水道への流入有無は必ず確認してください。
- ・浄化槽からの切替の場合は、浄化槽廃止報告書及び清掃記録表（コピー）を添付し、1 部提出してください。
- ・添付写真は、公共樹の接続部分（コンクリート樹はあわせて、インバート施工部分）、自在継手の使用部分、特殊施工部分（露出管等）を完成届けに添付してください。
- ・公共樹の接続部分は、公共樹と接続部分の全体がわかる写真と接続部分のズーム写真を添付してください。
- ・自在継手やヤリトリ継手を使用した場合は、その旨を平面図に明記してください。
- ・铸铁製防護蓋を使用した場合は、その旨を平面図に明記してください。

- ・完成届を提出する前に必ず社内検査を実施して、社内検査の距離や勾配を添付の平面図に記載してください（検査時の実測値と竣工図の数値と誤差が多い場合があります）。
- ・平面図の数値の単位は、距離が小数点2桁・勾配は小数点1桁としてください。
- ・設置台帳の提出は検査後でもよいですが、検査後速やかに提出してください。その際、既設管部分もあわせて記載してください。

検査

- ・検査項目は、別紙検査シートによるものとします。
- ・申請者の在宅が望ましいため連絡を行ってください（使用開始に伴う使用料の説明等）。
- ・立会いは工事を担当した責任技術者とし、2名以上とします。また、責任技術者証を携帯してください。
- ・準備物は、レベル、スタッフ、巻尺、バケツ、管渠用ライト及びミラーとします。
- ・不適事項の手直しは、特殊な資材調達等不可能な場合を除き、概ね1週間以内に再検査を必ず受けてください。

その他

- ・利子補給の対象は処理区域内のみであり、告示前には申請することはできません。
- ・利子補給の対象となるのは屋外排水設備を含む便所部分（便器、便座、便所内工事、電気工事、水道工事、浄化槽便槽撤去費用）のみで、大規模リフォームにおけるシステムキッチンや浴槽などは含みません。
- ・排水設備設置台帳の閲覧複写等について、個人情報保護のため制限されるため、完成後、本人に台帳の写しを渡しておくようにしてください。
- ・増築やリフォームで、屋外排水設備に変更がある場合は、必ず排水設備等設置確認申請書（改造）を提出してください。
- ・排水設備を撤去する場合は、必ず排水設備等設置確認申請書（撤去）を提出してください。